

## 第10章 雑則及び罰則

### 第1節 雑則

所得税法等の法令においては、課税標準などの基礎となる事実を明確にし、確実に把握するために、配当等の支払者等に対して、一定の場合に支払調書や源泉徴収票などを作成し、税務署長への提出義務を課するとともに、受給者への交付義務を課している。

この節では、その支払調書の提出義務などを定めた雑則について学習する。

なお、その他、白色申告者の記帳・記録保存制度についても学習する。

#### 学習のポイント

- 1 支払調書の提出等の義務は、どのようなものか
- 2 白色申告者の記帳・記録保存制度とは、どのようなものか

#### 1 支払調書等の提出等の義務

給与、利子、配当あるいは特定の報酬・料金などの支払者は、一定の内容の支払調書や源泉徴収票等を所轄税務署長に提出し、同様に、受給者に対しても一定の内容のものを交付しなければならないこととされている（所法225～231）。

#### 【主な法定調書の概要】

法定調書の種類	提出期限	提出範囲
利子等の支払調書	翌年1月31日 ただし1回の支払ごとに支払調書を作成する場合は、支払確定日（無記名のものについては支払った日。以下同じ。）の翌月末日	支払金額が年3万円を超えるもの。ただし、1回の支払ごとに支払調書を作成する場合は1万円（計算期間が6か月以上1年未満のときは5,000円、6か月未満のときは2,500円）を超えるもの （注）原則として法人に支払われるものについてののみ提出を要する。
定期積金の給付補填金等の支払調書	翌年1月31日 ただし1回の支払ごとに支払調書を作成する場合は、支払確定日の翌月末日	
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書支払調書	支払確定日から1か月以内	1回に支払うべき金額が3万円を超える（計算期間が1年未満の場合は1万5千円）もの

第10章 雑則及び罰則

法定調書の種類	提出期限	提出範囲
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	翌年1月31日	(1) 外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金 …同一人に対するその年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの (2) バー、キャバレーのホステス等の報酬、料金 …同一人に対するその年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの (3) 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬 …同一人に対するその年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの (4) 広告宣伝のための賞金 …同一人に対するその年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの (5) 馬主が受ける競馬の賞金 …その年中に1回の支払賞金額が75万円を超えるものの支払を受けた者に係るその年中の全ての支払金額 (6) プロ野球の選手などが受ける報酬及び契約金 …同一人に対するその年中の支払金額の合計が5万円を超えるもの (7) (1)から(6)以外の報酬、料金等 …同一人に対するその年中の支払金額の合計が5万円を超えるもの
株式等の譲渡の対価等の支払調書	翌年1月31日 ただし「特例方式」による場合には、支払の確定した日の属する月の翌月末日	同一人に対するその年中の支払金額の合計が100万円を超えるもの ただし「特例方式」による場合には、一回の支払金額が30万円を超えるもの
不動産の使用料等の支払調書	翌年1月31日	同一人に対するその年中の支払金額の合計が15万円を超えるもの
不動産等の譲受けの対価の支払調書	翌年1月31日	同一人に対するその年中の支払金額の合計が100万円を超えるもの
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	翌年1月31日	同一人に対するその年中の支払金額の合計が15万円を超えるもの
給与所得の源泉徴収票	翌年1月31日 ただし、年途中で退職した人のものについては、その退職後1か月以内	同一人に対するその年中の給与等の支払金額が次に掲げる金額を超えるもの (1) 年末調整をしたもの イ 法人の役員……………150万円 ロ 弁護士、公認会計士、税理士等……………250万円 ハ 上記イ、ロ以外の受給者……………500万円 (2) 年末調整をしなかったもの イ 法人の役員、乙欄又は丙欄適用者……………50万円 ロ 中途退職者、災害被害者……………250万円 ハ 年末調整未済者……………2,000万円
退職所得の源泉徴収票	退職後1か月以内	法人等の役員等であった人に支払うもの
公的年金等の源泉徴収票	翌年1月31日	(1) 扶養親族等申告書を提出したもの その年中の支払金額の合計額が60万円を超えるもの (2) 上記(1)以外 その年中の支払金額の合計額が30万円を超えるもの
有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書	組合契約に定める計算期間の終了の日の属する年の翌年1月31日	組合員が個人又は法人のいずれの場合でも提出する。

(注) 「給与所得の源泉徴収票」及び「退職所得の源泉徴収票」は、上記の提出範囲にかかわらず、全ての受給者について作成の上、翌年1月31日まで(年途中で退職した者の場合は、退職後1か月以内)に受給者に交付しなければならない(所法226)。

## 2 白色申告者の帳簿書類の備付け等

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う白色申告者又は法164条第1項各号の国内源泉所得を生じる業務を行う非居住者（白色申告者）は、一定の帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を簡易な方法により記録し、かつ、その帳簿及び関係書類を整理して7年間（一定のものは5年間）保存しなければならない（所法232①、所規102）。

（注）税務署長の承認を受けたときは、帳簿書類の保存を電磁的記録又は電子計算機出力、マイクロフィルムに  
よることができる。

【参考】平成25年分以前は、白色申告者で、前々年分又は前年分の事業所得等の合計額が300万円を超える者等  
について、記帳義務・記録保存義務が課されていた。

## 3 財産債務調書の提出

確定申告書に記載されている総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する場合には、財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額等を記載した財産債務調書を提出しなければならない（国外送金等調書法6の2）。

## 4 国外財産調書の提出

平成26年1月1日以降において、その年の12月31日に5,000万円を超える国外財産を有する場合には、その国外財産の種類、数量及び価額等を記載した国外財産調書を税務署長に提出しなければならない（国外送金等調書法5、平24年改正所法附則59）。

## 第2節 罰則

所得税の申告納税制度を有効に維持するとともに、納税義務者に課された各種義務が適正に果たされるための担保として、国税通則法には加算税、所得税法には罰則の規定が設けられている。この節では、その罰則の概要について学習する。

### 学習のポイント

罰則とは、どのようなものか

納税義務、その他各種義務の違反者に対しては、加算税のほかに次表のように刑事上の制裁としての刑事罰が課される。

罰 則 関 係 (例 示)

脱税犯	申告納税	懲役10年以下 罰金1,000万円以下 (脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額以下)	所法238
	源泉徴収	脱税犯 懲役10年以下 罰金100万円以下 (脱税額が100万円を超える場合は、脱税額以下)	所法239
		不納付犯 懲役10年以下 罰金200万円以下 (脱税額が200万円を超える場合は、脱税額以下)	所法240
秩序犯	単純無申告犯	懲役1年以下 罰金50万円以下	所法241 措法42の3
	その他の秩序犯	懲役1年以下 罰金50万円以下	所法242 措法42の3
その他	秘密漏洩の罪 (守秘義務違反)	懲役2年以下 罰金100万円以下	通則法127
	煽動犯	懲役3年以下 罰金20万円以下	通則法126 国犯法22
	国外財産調書の不提出・虚偽記載	懲役1年以下 罰金50万円以下	国外送金等 調書法10

- (注) 1 脱税犯とは、偽りその他不正な行為により税を免れることを内容とする犯罪をいう。  
2 秩序犯とは、行政上の各種の義務規定に違反する行為（不作為を含む。）を内容とする犯罪をいう。